

各都道府県総務部（局）長  
（公務災害担当課扱い）  
（市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市人事主管局長  
（公務災害担当課扱い） } 殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
（公印省略）

### 地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第53号）が本日付で公布され、同日から施行されます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いするとともに、各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 改正の概要

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴う根拠規定の改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号利用法別表第二省令」という。）が廃止され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。）が制定されることとなった。

これを踏まえ、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「施行規則」という。）第35条の2第3項において引用している番号利用法別表第二省令の規定を番号利用法情報提供省令の規定に改める。

(2) 住民基本台帳法の改正に伴う根拠規定の改正

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が改正され、「機構保存本人確認情報」を定義する規定に条ずれが生じることとなった。

これを踏まえ、施行規則第37条第4項において引用している機構保存本人確認情報の根拠規定

を改める。

## 2 施行期日

令和6年5月27日

## 3 議会の議員その他非常勤の職員についての取扱い

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく条例による補償を受けべき非常勤の職員等については、個人番号を利用した情報連携等の対象ではないため、今回の改正の影響を受けないものである。

したがって、今回の改正に伴う「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）」（昭和42年9月1日付け自治給第56号）及び「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和42年11月27日付け自治給第84号）の改正は行わないものである。

### 【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係  
電話：03-5253-5560（直通）

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
( 公 印 省 略 )

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について (通知)

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令 (令和6年総務省令第53号) が本日付で公布され、同日から施行されます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴う根拠規定の改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号利用法別表第二省令」という。) が廃止され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。) が制定されることとなった。

これを踏まえ、地方公務員災害補償法施行規則 (昭和42年自治省令第27号。以下「施行規則」という。) 第35条の2第3項において引用している番号利用法別表第二省令の規定を番号利用法情報提供省令の規定に改める。

(2) 住民基本台帳法の改正に伴う根拠規定の改正

住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) が改正され、「機構保存本人確認情報」を定義する規定に条ずれが生じることとなった。

これを踏まえ、施行規則第37条第4項において引用している機構保存本人確認情報の根拠規定を改める。

2 施行期日  
令和6年5月27日

**【連絡先】**

安全厚生推進室公務災害補償係  
電話：03-5253-5560（直通）

○総務省令第五十三号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十七日

総務大臣 松本 剛明

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令  
地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(療養の現状等に関する報告) 第三十五条の二 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項に規定する者は、これらの項の規定にかかわらず、基金が療養の現状等に関する報告書を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報等の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一条第二号に規定する事務に利用しない場合には、個人番号の記載を要しないものとする。</p> <p>(届出) 第三十七条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、第一項第一号若しくは第四号（法第三十四条第一項第一号から第四号まで及び第六号並びに第三十三条第四項第二号に該当するに至つた場合を除く。）又は第二項の届出をする場合であつて、基金が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該届出に係る同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を証明することができる書類を提出することを要しない。</p>	<p>(療養の現状等に関する報告) 第三十五条の二 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 前二項に規定する者は、これらの項の規定にかかわらず、基金が療養の現状等に関する報告書を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第三十九条の三第二号に規定する事務に利用しない場合には、個人番号の記載を要しないものとする。</p> <p>(届出) 第三十七条 [同上]</p> <p>2・3 [同上]</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、第一項第一号若しくは第四号（法第三十四条第一項第一号から第四号まで及び第六号並びに第三十三条第四項第二号に該当するに至つた場合を除く。）又は第二項の届出をする場合であつて、基金が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該届出に係る同条に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を証明することができる書類を提出することを要しない。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。